

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

指定期間 日名 所在地
昭和五十二年一月三十一日 久松薬局

指定期間 日名 所在地
鳥取市東町三丁目二六四

鳥取県告示第九十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年二月十二日

鳥取県知事 平林鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字小栗三一八七の七、大字田後字才谷東側四の一四から四の一七まで、四の一九、字向山二三九の一、一四〇の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年二月十二日

鳥取県知事 平林鴻 三

昭和五十二年二月十二日

鳥取県知事 平林鴻 三

三

告示

鳥取県告示第九十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年二月十二日

鳥取県知事 平林鴻 三

普通母樹林

指 番 号 定 年 月 指 定 解 除 日 期	樹 種	所在場所	面 積	所有者 住所及び氏名
四十八 一十二 昭和五十二年 二月十二日	ひのき	日野郡日南町 河上一、三四六	三・〇〇 のうち 一・一〇 ヘクタール	米子市上福原 入沢睦美

鳥取県告示第百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一起業者の名称 建設大臣

二 事 業 の 種 類 一般国道五十三号改築事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 用瀬町大字鷹狩字市場尻、字中粗、字

醫王田及び字宮ノ元並びに河原町大字
釜ノ口字狼岩、字上屋敷、字壇下タ及
び字西土居地内四 立ち入ろうとする期間 昭和五十二年二月十五日から
同 年 三月三十一日まで

鳥取県告示第百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、緑が丘第五団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を智頭

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

町に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和五十二年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十二年二月十五日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室

昭和五十二年度選挙常時啓発事業計画について